

www.pwc.com/jp/assurance

監査法人のガバナンス・コード への対応状況

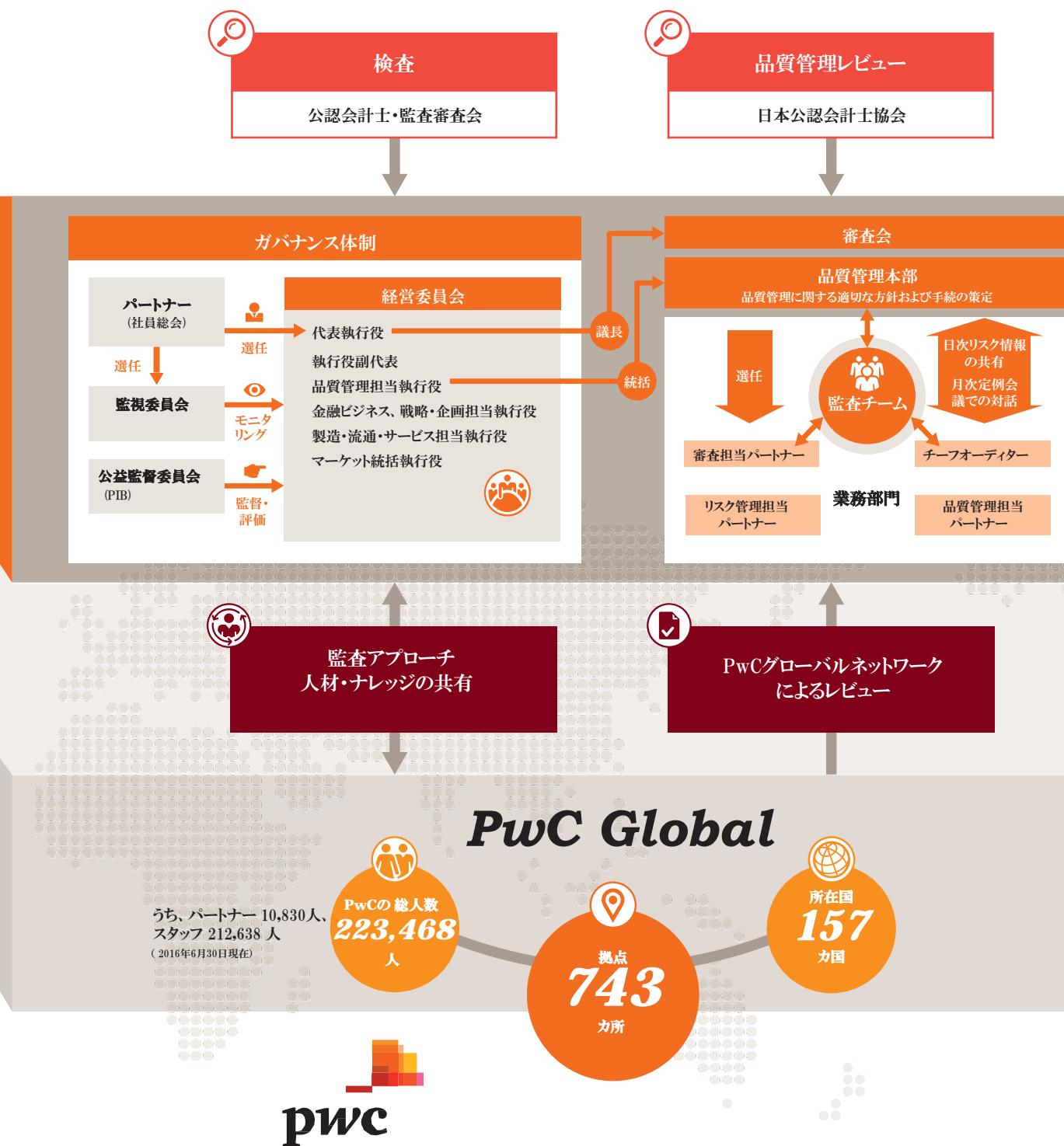
2017年4月

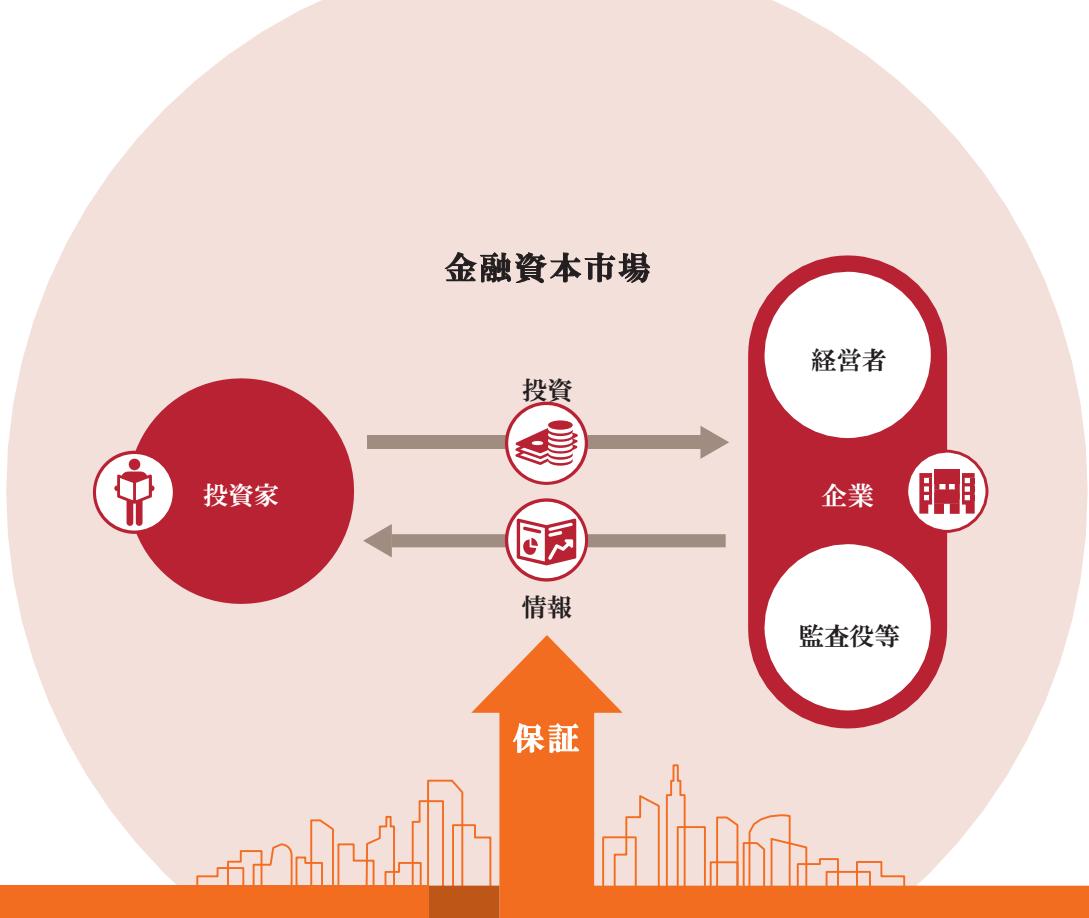
PwCあらた有限責任監査法人

PwCあらたの社会的役割と「監査法人のガバナンス・コード」への対応

2017年3月31日に「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」が公表されました。「監査法人のガバナンス・コード」は大手上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営において確保されるべき原則を規定しています。このガバナンス・コードは、資本市場を支える重要なインフラである会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待を踏まえ、監査法人に対して実効的な組織運営の実現を強く求めています。

当法人の金融資本市場における役割およびそれを達成するための品質管理体制は、下図のとおりと認識しており、設立以来、果たすべき役割を自覚し、監査品質を最優先事項として組織運営を行ってきました。当法人は会計監査に対する期待の表れである「監査法人のガバナンス・コード」を採用し、現時点における原則および指針への対応状況を本冊子で説明しています。





PwCあらた有限責任監査法人



社会における役割

監査のプロフェッショナルとして高品質な監査業務を通じ、投資家や被監査会社等の幅広いステークホルダーの期待に応え、経済の健全な発展に貢献します。

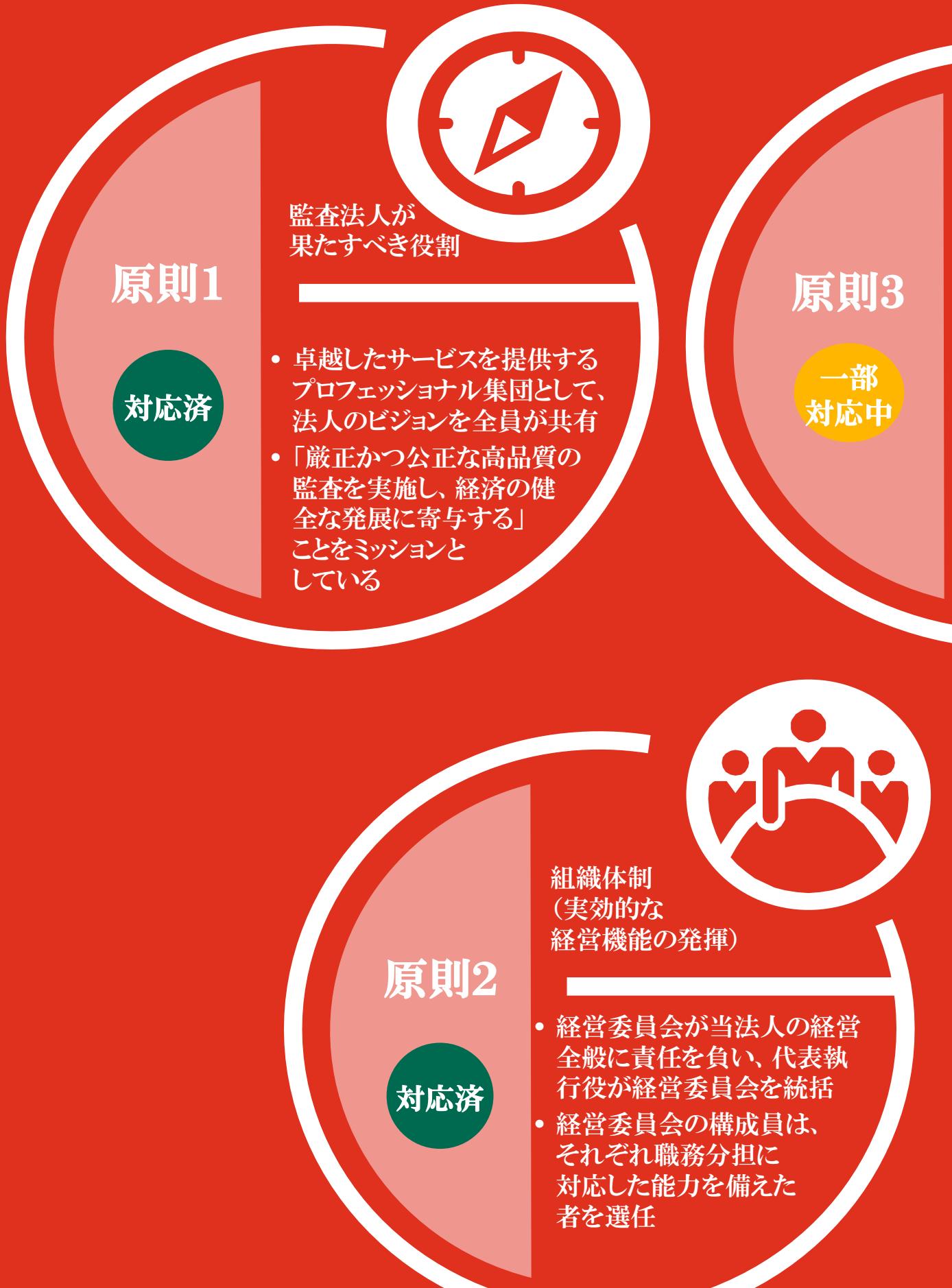
監査品質の確保

PwCグローバルネットワークを生かした人材活用やナレッジの共有をはじめ、法人内のガバナンス体制およびモニタリング等を通じ、より高い品質を確保できる体制を整えています。

Albania	Côte d'Ivoire	Kazakhstan, Republic of
Algeria	Croatia	Kenya
Angola	Curaçao	Kosovo
Argentina	Cyprus	Kuwait
Armenia	Czech Republic	Kyrgyzstan
Aruba	Denmark	Laos PDR
Australia	Dominican Republic	Latvia
Australia	Ecuador	Lebanon
Azerbaijan	Egypt	Liberia
Bahamas	El Salvador	Libya
Bahrain	Equatorial Guinea	Lithuania
Bangladesh	Estonia	Luxembourg
Barbados	Fiji	Macau, SAR
Belarus	Finland	Macedonia
Belgium	France	Madagascar
Bermuda	Gabon, Republic of	Malawi
Bolivia	Georgia	Malaysia
Bonaire	Germany	Maldives
Bosnia and Herzegovina	Ghana	Malta
Botswana	Gibraltar	Mauritius
Brazil	Greece	México
British Virgin Islands	Guatemala	Moldova
Bulgaria	Honduras	Monaco, Principality of
Cambodia	Hong Kong, SAR	Mongolia
Cameroon, Republic of	Hungary	Montenegro
Canada	Iceland	Morocco
Cape Verde	India	Mozambique
Cayman Islands	Indonesia	Myanmar
Chad	Iraq	Namibia
Channel Islands	Ireland	Netherlands, The
Chile	Isle of Man	New Caledonia
China, People's Republic of	Israel	New Zealand
Colombia	Italy	Nicaragua
Congo, Democratic Republic of	Jamaica	Nigeria
Congo, Republic of	Japan	Norway
Costa Rica	Jordan	Oman

Pakistan	Sierra Leone	Turkey
Panama	Singapore	Turkmenistan
Papua New Guinea	Slovak Republic	Turks & Caicos Islands
Paraguay	Slovenia	Uganda
Peru	South Africa	Ukraine
Philippines	South Korea	United Arab Emirates
Poland	Spain	United Kingdom
Portugal	Sri Lanka	United States of America
Puerto Rico	St Maarten	Uruguay
Qatar	Swaziland	Uzbekistan
Republic of Guinea	Sweden	Venezuela
Romania	Switzerland	Vietnam
Russia	Taiwan	West Bank & Gaza
Rwanda	Tanzania	Zambia
Saudi Arabia	Thailand	Zimbabwe
Senegal	Trinidad & Tobago	
Serbia	Tunisia	

「監査法人のガバナンス・コード」への対応状況



組織体制 (独立した立場からの経営機能の監督・評価)

- 経営委員会から独立した機関として、監視委員会を設置
- 社外有識者を含めた公益監督委員会(PIB)を設置
- 公益監督委員会(PIB)による経営委員会の取り組みの監督・評価を継続中

原則5

一部
対応中

透明性の確保

- 2015年より、「監査品質に関する報告書 Transparency Report」を公表
- 資本市場の参加者等との意見交換とその結果の活用
- 本原則の適用状況等の評価の結果を分析し、対応を検討予定

業務運営

原則4

対応済

- 経営委員会から監査の現場までの相互連携
- 執行役・各業務部門長等で、法人レベルでの人材育成方針・人材配置・評価を議論
- 「年齢や職階に関係なく、建設的な意見を表明すること(Speak up)」の文化



原則1 監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針1-1

監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

対応済

- 代表執行役が、当法人における品質管理の仕組みに関する最終的な責任を負います。
- 代表執行役および執行役は、率先してパートナー・職員とコミュニケーションを図ります。この中で、「ステークホルダーの期待に対して正しいことをすること」が重要である点、「年齢や職階に関係なく、建設的な意見を表明すること(Speak up)」を推奨している点などを繰り返し強調しています。代表的なコミュニケーション手段とその概要は以下のとおりです。
 - ✓ 法人内で、中期経営計画「PwCあらたビジョン2020」を共有しています。この中で、業務品質が最優先事項であることを明記しています。
 - ✓ 年度始めに法人としての方針をパートナーおよび職員に伝える“All Staff Meeting”を開催します。この中で、監査品質の重要性を強調しています。
 - ✓ 定期的に開催されるアシュアランス・パートナー・ミーティングにおいて毎回、業務品質に関するセッションを必ず設定し、パートナー間で業務品質に関する情報の共有を図っています。
 - ✓ アシュアラ NSリーダーは毎月、パートナーおよび職員に対してメールによるニュースレターを配信します。当該ニュースレターには、品質管理に関するメッセージが必ず含まれています。

指針1-2

監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

対応済

- 当法人は、「社会における信頼を構築し、重要な問題を解決する」を存在意義として掲げています。
- 当法人は、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって「厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与する」ことをミッションとしています。このミッション実現のため以下の考え方を明らかにしています。
 - ✓ カルチャー-“One PwC”となり、ステークホルダーの期待に対して、正しいことをする文化を醸成。
 - ✓ 戦略的優先領域-(業務品質、人材、業務収入の拡大／成長、ブランド／存在価値、収益性／トランسفォーメーション(監査の変革)の設定。業務品質を最優先事項と設定。
 - ✓ 役割と責任-法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすように、“PwC Professional”というフレームワークを定義。
- 上記を踏まえて、プロフェッショナルとしての価値観と行動指針(values and behaviours)を明確化して、共有しています。

対応済

指針1-3

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懷疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

- パートナーおよび職員の評価では、業務の品質管理に関する事項を最も重要な要素としています。主に重視する事項は、監査上の重要な判断の適切性、職業的懷疑心の発揮、識別し評価した監査リスクへの対応の適切性、文書化の適切性・適時性などです。
- 個々の監査業務に関連する事項に加えて、例えば、チーフオーディターとしての活動など、業務部門全体の監査品質向上に向けた取り組みへの貢献も、各人の評価に反映されます。

対応済

指針1-4

監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

- 当法人は、監査チーム内の風通しの良さを重視しており、「年齢や職階に関係なく、建設的な意見を表明すること(Speak up)」の文化が定着しています。
- 毎年、独立した外部業者に依頼して、法人の構成員を対象として、その職業意識や業務への満足度などを調査しています(Global People Survey)。経営委員会はその調査結果を分析し、対応策を講じています。

対応済

指針1-5

監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

- 法人内において共有した「PwCあらたビジョン2020」の中では、当法人の存在意義「社会における信頼を構築し、重要な問題を解決する」を踏まえて、監査業務、非監査業務の成長戦略も明記されています。各業務部門においては、業務品質を最優先としたうえで、監査業務、非監査業務の成長戦略がより具体的に策定されており、非監査業務の位置づけについての考え方も共有されています。
- 企業を取り巻く事業環境の変化、情報処理プロセスの高度化、取引の複雑化等に対応するため、監査業務においても、会計・監査以外の専門性が求められています。当法人および他のPwCメンバーファームの専門家が、非監査業務の提供を通じてさらにその専門性を高め、それを監査業務に還元することで監査品質の向上にもつながると考えます。
- 非監査業務の提供にあたり被監査会社からの独立性を保持するため、また非監査業務間の利益相反等を防止するため、当法人を含むPwCグローバルネットワークのメンバーファームにおける業務の受入・継続に一定の制限を設けています。
- 非監査業務提供チームは業務提供予定先が被監査会社である場合は、監査チームと業務提供の可否を検討し、業務提供予定先が被監査会社でない場合は、提供(予定)業務との利益相反を確認し、業務提供の可否を検討します。特定の非監査業務については、リスク管理・コンプライアンス室の確認を義務付けています。



原則2 組織体制(実効的な経営機能の発揮)

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

指針2-1

対応済

監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

指針2-2

対応済

監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備

・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備

・監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備

指針2-3

対応済

監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

- ・ 経営委員会が当法人の経営全般に責任を負い、代表執行役が経営委員会を統括しています。経営委員会は、代表執行役、執行役副代表、執行役常務で構成されます。経営委員会は、毎週開催し、組織経営、監査品質、その他の案件について活発に議論し、経営と執行に係る意思決定を行います。
- ・ 経営委員会の方針や決定に従い、各執行役が所管の部門のオペレーションを執行し、その結果は経営委員会に報告され評価されます。

- ・ 社会的影響が大きい監査業務など、特に慎重な判断が求められる業務を定義し、該当する業務については審査会による審議を義務付けています。

- ・ 審査会は代表執行役が議長を務め、品質管理本部のパートナー、対象業務に関する経験・知識を有するパートナーで構成されるため、経営者の主体的な関与のもとで、品質管理や経験・能力の面における法人内の第一人者が議論に加わります。
- ・ 品質管理担当執行役からのメッセージとして、大きな問題となる前に、監査上のリスクを経営陣と共有し、また、監査役等との連携を深めることを特に重視しているということを、伝達しています。
- ・ 業種別に特化した組織体制とすることで、業務部門内、監査チーム間において、業種別リスクなどの情報共有、意見交換および海外を含むPwCネットワークとの連携等が適時に行える体制となっています。
- ・ 当法人は、高品質の監査を提供することを最重要視しています。世界中で一貫した高品質の監査を提供するため、グローバルネットワークレベルで開発した教育研修カリキュラムを通じて、一貫した知識の習得を目指しています。
- ・ 当法人の執行役および各業務部門長等で構成する「人財会議」を開催し、法人レベルでの大局的な人材育成方針や業務部門の垣根を越えた人材配置、整合的な人事評価のための施策を議論しています。
- ・ 当法人は、Aura(プロジェクトフローに沿った管理機能を備えた電子監査調書システム)、Halo(データ利用監査・分析ツール)、Connect(情報交換と管理のツール)など、テクノロジーの活用に、積極的に取り組んでいます。
- ・ さらに、当法人はAI監査研究所を設立し、最新のITテクノロジーを活用した監査技法の開発に力を入れています。

- ・ 経営委員会の構成員は、代表執行役、執行役副代表のほか、当法人の戦略的優先領域に従い、品質管理、金融ビジネス、製造・流通・サービス、マーケットの各領域において、高い能力を備えた者を選任しています。
- ・ いずれの構成員も監査能力を備え、リーダーシップを発揮できる人材であり、経営委員会において、法人の優先的な経営課題に対応し、共通の価値観を持ちながらも異なった視点から議論ができるることを、考慮して選任しています。



原則3 組織体制(独立した立場からの経営機能の監督・評価)

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

対応済

指針3-1

監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。

- 経営委員会から独立した監視機関として、監視委員会を設けています。監視委員会は、経営委員会の執行を監視し、代表執行役の指名、社員の加入脱退や評価、当法人の業務執行に対する監査、当法人の品質管理活動の監視の権限を有しています。
- 監査品質を高めるための経営委員会の取り組みを監督・評価する機関として、公益監督委員会(PIB)を設けています。

対応済

指針3-2

監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。

- 公益監督委員会(PIB)は、公益を代表する社外の有識者の目線を法人運営に取り入れるために、社外有識者と、当法人の監視委員会議長、代表執行役によって構成されています。社外有識者には、当法人の経営から独立した第三者であって、経営者や市場参加者としての知識・知見を有する者を選任しています。

対応中

指針3-3

監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・法人の人才培养、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

- 公益監督委員会(PIB)は、以下の事項について意見交換し、経営委員会の取り組みを監督・評価する役割を担っています。
 - ① 監査品質の維持向上を目的とした各種施策
 - ② 組織的な運営の実効性の評価
 - ③ 経営委員会の構成員の選退任、評価および報酬の決定過程
 - ④ 人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定
 - ⑤ 内部および外部からの通報に関する方針や手続の整備状況、伝えられた情報の検証および活用状況の評価
 - ⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の方法
 - ⑦ 監査法人のガバナンス・コードの適用状況の評価
- 上記のうち③、⑤および⑥については、今後意見交換の対象に加えることを予定しています。

対応済

指針3-4

監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

- 監視委員会は、代表執行役その他の執行役に対し情報提供を求める権限があります。また、経営委員会の内容は、タイムリーに代表執行役をはじめとする執行役から面談等を通じて情報提供されています。
- 公益監督委員会(PIB)は、すべての社員および職員に対し情報提供を求める権限があります。
- 公益監督委員会(PIB)の社外有識者には、必要な情報を事前に提供しています。



原則4 業務運営

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針4-1

対応済

監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

- 品質管理担当執行役が、以下の手法を用いて監査現場と対話し、経営委員会が監査の現場からの情報等を適時に共有するとともに経営委員会の方針を監査の現場まで浸透させています。
 - 不正リスク等、監査上のリスクが高い一定の事項について、品質管理本部に対する専門的な見解の問合せの実施
 - 業務部門リスク管理パートナーと業務部門品質管理担当パートナーとの月次定例会議
 - 監査業務の事前点検等を通じて把握した監査上特に留意すべき事項に関して、関連性のある特定の監査チームに対して、簡易アンケートを用いた積極的な確認とフォローアップ(リーチアウト活動)
 - 品質管理およびリスク管理上、特に慎重な対応が求められる事案に関する、審査会による審議
- 各業務部門に組成されたチーフオーディターは、品質管理本部の施策が各業務部門や監査現場レベルで定着するよう支援しています。また、法人全体の品質管理活動に役立てるため、監査現場における意見やアイデアを収集して、品質管理本部と共有しています。また、実務的な論点や監査現場においてニーズが高い論点を中心にワークショップを開催するなど、業務部門内の意見交換の促進に貢献しています。

指針4-2

対応済

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を真正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

- 当法人は個々人の成長をサポートするために“Performance Coaching & Development (PC&D)”という制度を導入しています。PC&D制度は単なる人事評価制度ではなく、個々人の成長を促進し、ひいては当法人の監査業務の品質のさらなる向上と法人の成長の最大化を実現することを目的とした相互対話の仕組みです。
- 当法人では、以下の手法によって、整合的かつ客観的な人材育成と評価を実施します。
 - パートナーおよび職員が眞のプロフェッショナルとして備えるべき素養 (“PwC Professional フレームワーク”)を明示し、年初に成長目標を合意
 - 各監査チームにおける評価のフィードバック(職業的懐疑心を発揮、識別し評価した監査リスクへの対応の適切性、文書化の適切性・適時性など、監査業務の品質に関連する事項を重視)
 - コーチによるコーチングを通じた育成と評価
- 当法人は、風通し良い文化の醸成と一人ひとりの価値向上につなげることを目的として、360° 評価を実施しています。パートナーについては、必要に応じて、その結果が評価に反映されています。

対応済

指針4-3

監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- ・法人のそれぞれの部署において、職業的懷疑心を適切に發揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること
- ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
- ・法人の構成員の会計監査に関する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

対応済

指針4-4

監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

対応済

指針4-5

監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。

- ・当法人は、PwCグローバルネットワークと連携しながら、知見・経験・人材を最大限に活用するとともに、リスクおよび品質管理の実効性を上げるため、業種別に特化した業務部門を組成して業務を遂行しています。
- ・各業務部門では、高品質な業務を実施するために必要な人材を確保する観点から、各業務を担当するチームメンバーを選任しています。この際に検討する主な事項は、各人の独立性の遵守状況、業務のリスク、関与先が属する産業に関する知識や経験、能力、必要な時間の確保、品質管理レビュー結果および外部機関による検査の結果等です。
- ・当法人は、職員が多様な経験を積み、知見と人脈を広げるため、以下の施策を講じています。
 - ✓ 法人内の他部門(品質管理本部等)への異動
 - ✓ 国内外のPwCメンバーファームへの出向・赴任・転籍
 - ✓ 国内の企業、団体等(日本公認会計士協会や企業会計基準委員会)への出向
- ・当法人では、指針2-2で記載した「人財会議」において、各人の知見、経験を勘案し、業務部門の垣根を越えた最適な人材配置を行っています。

- ・当法人の監査アプローチ("PwC Audit")では、監査リスクの評価を基本的かつ最も重要な要素であると位置づけています。監査上のリスクを適切に評価し対処するため、基本的に全ての監査業務において、被監査会社の経営幹部および監査役等との監査上のリスク(不正リスクを含む)に関するディスカッションの実施を義務付けています。

- ・当法人内外からの通報制度として、情報提供ホットラインを導入しています。情報提供ホットラインは、法人ウェブサイトに通報方法を記載しています。
- ・通報者が人事等において不利益を受けないよう、関連規程上、明文で定めています。
- ・また、当法人のリスク管理・コンプライアンス室室長が、提供された情報に関するアクセス権限者を選任します。この際、通報対象事項に関係を有する者にはアクセス権限を付与せず、通報者の秘密を守ることにより、通報者が不測の不利益を受ける事態も防いでいます。



原則5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

対応済

指針5-1

監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。

- 当法人は、監査の品質に対する取り組みについてより積極的に説明するため、2015年より、「監査品質に関する報告書 Transparency Report」を自主的に公表しています。
- 本原則の適用状況は本冊子で報告するとともに、今後は「監査品質に関する報告書 Transparency Report」において報告します。

対応中

指針5-2

監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。

- 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方
- 経営機関の構成や役割
- 監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献
- 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

- 当法人は、2016年10月に公表した「監査品質に関する報告書 Transparency Report 2016」および「Annual Review 2016」において、以下の点を説明しています。
 - ✓ 監査品質に関するマネジメントの姿勢
 - ✓ 当法人のパートナーおよび職員が共有する価値観である“PwC Experience”
 - ✓ 非監査業務を提供する意義
 - ✓ 当法人のガバナンス体制および各機関の役割
 - ✓ 公益監督委員会(PIB)の目的および構成員に選任された社外有識者の氏名
 - ✓ PwCが世界統一で採用する品質管理レビューの仕組みであるGlobal Assurance Quality Review(GAQR)を利用した定期的な有効性評価とその結果
- 公益監督委員会(PIB)の社外有識者の選任理由、社外有識者から得られた助言・提言に対する法人および経営委員会の対応状況、実効性の評価については、次年度以降の「監査品質に関する報告書 Transparency Report」に開示し、ステークホルダーへの説明責任を果たすことを予定しています。

対応中

指針5-3

監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

- 当法人では、当法人と上場会社の監査役等との対話を促進すべく、「PwCあらた監査役懇話会」および「PwCあらたAudit Committee Network」を開催しています。
- PwCグローバルネットワークのInvestor Community Engagement チームがInvestor Surveyの実施、調査報告書作成、ワークショップの開催等を行っています。当法人は、このようなPwCグローバルの活動に参画し、我が国のアナリスト・投資家等と会計および監査に関する事項について定期的に対話を行っています。
- 今後、アナリスト・投資家等との意見交換の方法について、公益監督委員会(PIB)の社外有識者と協議する予定です。

対応中

指針5-4

監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

- 現在、一部の原則・指針については対応中であり、対応に向けた取り組みを継続します。本原則の適用の状況について毎年評価し、今後は「監査品質に関する報告書 Transparency Report」において報告します。
- また、監査品質の継続的な向上に向けた取り組みの実効性を評価するため、定期的な検証を行っています。

対応中

指針5-5

監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

- 上場会社の監査役等とのコミュニケーションを通じて得られたフィードバックを、当法人のガバナンス、監査品質向上に向けた継続的な検討に活用しています。
- これに加えて当法人は、アナリスト・投資家等から得た意見や本原則の適用の状況などの評価の結果を分析し、当法人としての対応を検討することとしています。

監査品質に関する報告書 ～Transparency Report 2016



Annual Review 2016



「Transparency Report 2016」および「Annual Review 2016」への参照表

TR : Transparency Report 2016 (<http://www.pwc.com/jp/ja/assurance/corporate/assets/pdf/transparency-report2016.pdf>)
 AR: Annual Review 2016 (<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-profile/assets/pdf/annualreportpwcaarata=2016.pdf>)

原則・指針		参照
【監査法人が果たすべき役割】		
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス体制(代表執行役)(TR p12、AR p14) 組織文化の浸透と発展(トップとパートナー・職員との対話)(TR p17、AR p17)
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ミッション実現への道筋(TR p10、AR p12) 戦略的優先領域(TR p11、AR p13) 組織文化の浸透と発展(TR p17、AR p17)
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> パートナーの人事評価(TR p18) パートナーおよび職員への研修体制(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)(TR p22)
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 組織文化の浸透と発展(相互に敬意を払い、率直な意見交換を行える風土)(TR p18、AR p17) 従業員調査(Global People Survey)(TR p25、AR p26)
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 非監査業務を提供する意義(AR p21-22) 組織文化の浸透と発展(トップとパートナー・職員との対話)(TR p17、AR p17)
【組織体制】		
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	
指針2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス体制(TR p12-p14、AR p14-p16)
指針2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 監査の実施(審査会による審議)(TR p32) 品質を支える組織体制(業種に特化した組織)(TR p16、AR p17) PwCネットワーク内外の異動・出向・転籍(TR p23、AR p26) PwCグローバルネットワークとの連携(TR p23、AR p26) “PwC Professional”のフレームワーク(TR p20、AR p24-25) パートナーおよび職員への研修体制(研修カリキュラム)(TR p21) 監査の有効性と効率性を飛躍的に向上させる各種ツール(TR p38-39) 人材およびテクノロジーへの投資(AR p33)
指針2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス体制(経営委員会)(TR p13、AR p15) ガバナンス体制(代表執行役)(TR p12、AR p14)
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 組織図(TR p12、AR p14) ガバナンス体制(監視委員会)(TR p14、AR p16) ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB))(TR p14、AR p16) 監視委員会議長からのメッセージ(TR p15)
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB))(TR p14、AR p16)
指針3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB))(TR p14、AR p16)

原則・指針		参照
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス体制(監視委員会) (TR p14、AR p16) ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB)) (TR p14、AR p16)
【業務運営】		
原則4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 各業務部門における品質管理体制 (TR p27) 監査の実施(審査会による審議) (TR p32) 品質管理本部による専門的な見解の提供 (TR p33) チーフオーディター (TR p36-37) 品質管理本部から監査チームに対する積極的な問い合わせ (“Reach Out” “リーチアウト活動) (TR p41)
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 職員の評価育成 - Performance Coaching & Development (PC&D) 制度 (TR p24、AR p27) “PwC Professional”のフレームワーク (TR p20、AR p24-25)
指針 4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	<p>品質を支える組織体制(業種に特化した組織) (TR p16、AR p17)</p> <ul style="list-style-type: none"> PwCネットワーク内外の異動・出向・転籍 (TR p23、AR p26) 監査チームの編成(監査チームの選任) (TR p30)
指針 4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 当法人の監査アプローチ “PwC Audit” (TR p31)
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 監査の実施(不服と疑義の申立て) (TR p32)
【透明性の確保】		
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 監査の透明性を高める取り組み — Transparency Report (AR p18)
指針 5-2	<p>監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方 経営機関の構成や役割 監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 組織文化の浸透と発展(トップとパートナー・職員との対話) (TR p17、AR p17) 組織文化の浸透と発展 (“PwC Experience”の実践) (TR p17、AR p17) 非監査業務を提供する意義 (AR p21-22) ガバナンス体制 (TR p12-p14、AR p14-p16) ガバナンス体制(公益監督委員会(PIB)) (TR p14、AR p16) GAQRを利用した定期的な有効性評価 (TR p41-42) 根本原因分析のフレームワーク (TR p43、AR p18) PwCネットワークの品質管理レビュー (AR p35)
指針 5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 監査役等との対話によるフィードバック (TR p45) 外部セミナー開催 (AR p30)
指針 5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> GAQRを利用した定期的な有効性評価 (TR p41-42) PwCネットワークの品質管理レビュー (AR p35)
指針 5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 監査役等との対話によるフィードバック (TR p45)

法人概要

名 称 PwCあらた有限責任監査法人
www.pwc.com/jp/assurance

設 立 2006年6月1日

代表者 代表執行役 木村 浩一郎

人員数 パートナー 129 名
公認会計士 883 名
会計士補・全科目合格者 495 名
USCPA・その他専門職員 768 名
事務職員 476 名
合計 2,751 名 (2017年3月31日現在)

所在地 ●東京
〒104-0061
東京都中央区銀座8丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル
Tel:03-3546-8450(代表)
Fax:03-3546-8451

●名古屋
〒450-6038
愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 JRセントラルタワーズ38階
Tel:052-588-3951(代表)
Fax:052-588-3952

●大阪
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田2丁目4番9号 プリーゼタワー24階
Tel:06-6442-3150(代表)
Fax:06-6442-3151

●福岡
〒812-0012
福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル4階
Tel:092-477-7600(代表)
Fax:092-477-7601

本紙に対するご意見・ご感想は下記メールアドレスまでお寄せください。
pwcjppr@jp.pwc.com